

福岡高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正の請求について調査及び還付等、処分取消等
請求控訴事件

国側当事者・国(菊池税務署長)

令和6年10月2日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・熊本地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号(第1事件)、令和●●年(〇〇)第●●号(第2事件)、令和6年2月28日判決、本資料274号・順号13950)

判 決

控訴人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	小泉 龍司
処分行政庁	菊池税務署長 平田 幸生
同指定代理人	井垣 成一 鐘ヶ江 宏樹 細波 涼 中村 真理子 山崎 仁 矢上 澄子 井手 雄一郎 堀川 幸子 三島 浩史

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 第1事件

(1) 処分行政庁が令和元年9月10日付けでした控訴人の平成25年分所得税及び復興特別所得税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

(2) 処分行政庁は、控訴人の平成25年分所得税及び復興特別所得税に係る更正について、総所得金額を6812万3144円、その納付すべき税額を1285万7900円とする更正をせよ。

3 第2事件

(1) 処分行政庁が令和2年9月3日付けでした控訴人の平成26年分所得税及び復興特別所得

税に係る更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

- (2) 処分行政庁は、控訴人の平成26年分所得税及び復興特別所得税に係る更正について、総所得金額を5547万1819円、その納付すべき税額を197万6328円とする更正をせよ。

第2 事案の概要（略称等は、特に断らない限り、原判決の表記による。）

- 1 診療所を営む控訴人は、処分行政庁に対し、平成25年分所得税等の確定申告をした後、更正の請求をしたところ、処分行政庁から、更正をすべき理由がない旨の通知（本件平成25年分通知処分）を受けた。また、平成26年分所得税等の確定申告をした後、更正の請求をしたところ、処分行政庁から、更正をすべき理由がない旨の通知（本件平成26年分通知処分）を受けた。

本件は、控訴人が、被控訴人に対し、本件平成25年分通知処分及び本件平成26年分通知処分（以下「本件各処分」という。）の取消しを求めるとともに、各年度の総所得金額及び納付税額を上記のとおり減額する更正処分の義務付けを求めた事案である。

原審が、更正処分の義務付けに係る訴えを却下し、処分の取消しを求める請求をいずれも棄却したところ、これを不服とする控訴人が控訴をした。

- 2 関係法令の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり控訴理由を付加するほか、原判決「事実及び理由」の第2の2及び3並びに第3のとおりであるから、これを引用する。

3 控訴理由

- (1) 原審は、控訴人が反対したにもかかわらず、第1事件と第2事件を併合した上、第2事件の審理を行わずに終結し、判決を言い渡した。原審の審理には手続上の違法がある。
- (2) 控訴人は、平成25年分所得税等の確定申告につき、国税局の職員から、経費が著しく低く見積もられているので、平成24年分は時効が成立しているから平成25年分から申告するよう指示を受けた。そこで、控訴人は、処分行政庁に対し、顧問税理士が協力を拒否しているため、請求及び計算の方法の詳細につき指導を行うよう要請した。にもかかわらず、処分行政庁は、指導を行うことなく、更正すべき事実が確認できないとして、本件平成25年分通知処分をした。平成26年分所得税等についても、控訴人が同様の指導を行うよう要請したのに、処分行政庁は、指導を行うことなく、更正すべき事実が確認できないとして、本件平成26年分通知処分をした。

上記のような指導は納税者の権利であり、処分行政庁の義務であるところ、処分行政庁は、これを怠ったのであるから、本件各処分は違法である。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、更正処分の義務付けに係る訴えを却下し、更正処分の取消しを求める請求はいずれも棄却するのが相当と判断する。その理由は後記2のとおり控訴理由に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」第4のとおりであるから、これを引用する。

2 控訴理由に対する判断

(1) 控訴理由(1)について

ア 本件記録によれば、原審は、令和4年9月30日の原審第3回口頭弁論期日において、第1事件の口頭弁論に第2事件の口頭弁論を併合したこと、その後、期日が重ねられ、令和5年10月6日の原審第8回口頭弁論期日において、弁論を終結したことが認められる。

これらの事実によれば、第2事件の請求につき、控訴人に十分な主張立証の機会があったことは明らかであって、第2事件の審理が行われていないとは認められない。

イ 裁判所は、口頭弁論の制限、分離若しくは併合を命じ、又はその命令を取り消すことができる（行政事件訴訟法7条、民事訴訟法152条1項）。このように、弁論を併合するか否かは、特段の定めがあるほかは、裁判所の裁量に委ねられているのであって、当事者が反対の意思を示したというだけで弁論の併合が違法となるとは解されない。

そして、本件では、第1事件及び第2事件は、年度が異なるものの、いずれも所得税等に係る更正の請求を棄却する旨の通知に係る処分の取消し及び義務付けの訴えであり、当事者及び処分行政庁が同じである上、上記アの審理経過にも照らすと、両事件を併合した原審の判断は相当なものといえることができ、違法があるとは認められない。

(2) 控訴理由(2)について

控訴人が、平成25年分所得税等の確定申告につき、国税局の職員から、経費が著しく低く見積もられているなどとして、更正の請求をするよう指示を受けたと認めるに足りる証拠はない。その上で、更正の請求が、申告により確定した税額を自己に有利に変更することを求めるものであることに照らすと、処分行政庁が、納税者である控訴人に対し、請求及び計算の方法の詳細につき指導を行う義務を負っていたとは認められない。

(3) 以上のほか、控訴人は縷々主張するが、いずれも採用することができない。

第4 結論

以上の次第で、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

福岡高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官 松田 典浩

裁判官 志賀 勝

裁判官 穂苅 学